

次期介護保険制度改革における軽度者に対する給付の見直しに関する意見書

介護保険制度は、平成9年に法制化された高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みである。現在では、高齢者の介護になくてはならないものとして定着・発展しており、高齢者本人だけでなく、高齢者を支える家族や地域の福祉にとって必要不可欠な公的社会保険制度になっている。

平成27年6月30日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」では、介護保険における利用者負担のあり方等について検討を行うとともに、次期介護保険制度改革に向けて、軽度者に対する給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討を行うとされた。また、財務省の財政制度等審議会において取りまとめられた建議では、介護保険における軽度者に対する給付のうち、生活援助サービス及び福祉用具貸与については原則自己負担（一部補助）化すべきであり、住宅改修についても同様の観点からの見直しが必要であること、さらに要介護1・2の高齢者への通所介護サービス等については、地方公共団体の裁量と予算の範囲内で実施する地域支援事業に移行すべきであるとされている。

しかしながら、軽度者の中には、福祉用具貸与等の介護保険サービスを利用することにより日常生活が維持され社会参加が可能になっている方もいることから、軽度者にこそ福祉用具貸与等の介護保険サービスが求められている。制度の見直しにより、軽度者の多くが生活維持のために介護保険サービスの利用を断念せざるを得なくなった場合には、要介護者の重度化を招き、逆に社会保障費が増加するとの意見もある。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次期介護保険制度改革における軽度者に対する給付の見直しに当たっては、高齢者の自立を支援し、要介護状態等の軽減または悪化の防止といった介護保険制度の理念を踏まえ、介護・支援が必要な方の日常生活を支える観点から極めて慎重に検討するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月28日

名 古 屋 市 会

衆議院議長	}	宛（各 通）
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
厚生労働大臣		